

## 滋賀県消費生活条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成 26 年法律第 71 号）に伴う消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）の一部改正により、都道府県は消費生活センターの組織および運営に関する事項等を条例で定めるものと規定されたことから、消費生活センターの組織および運営等について規定するため、滋賀県消費生活条例（昭和 50 年滋賀県条例第 43 号。以下「条例」という。）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) この条例の目的について、消費生活センターの組織および運営等について必要な事項を定めることを追加することとします。（第 1 条関係）
- (2) 消費生活センターの組織および運営等に関して定める条項の範囲を定めることとします。（第 37 条の 2 関係）
- (3) 消費生活センターの組織および運営等に関して、次のとおり定めることとします。（第 37 条の 3～第 37 条の 7 関係）
  - ア 消費生活センターの名称、所在地、消費生活相談の事務を行う日および時間を告示するものとし、これを変更したときも同様とすること。
  - イ 消費生活センターに、所長、消費生活相談員その他所要の職員を置き、消費生活相談員の業務および資格を定めること。
  - ウ 知事は、任期を定めて消費生活相談員を任用する場合には、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再任することができることその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材および処遇の確保に必要な措置を講ずること。
  - エ 知事は、消費生活センターの職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。
  - オ 知事は、消費者安全法第 8 条第 1 項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- (4) その他
  - ア この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとします。
  - イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
  - ウ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県消費生活条例新旧対照表

旧	新
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第7条の2）</p> <p>第2章 滋賀県消費生活審議会の設置（第8条—第12条）</p> <p>第3章 消費生活の安全等</p> <p>  第1節 危害の防止（第13条—第16条）</p> <p>  第2節 取引等の適正化（第17条—第26条の3）</p> <p>  第3節 消費者啓発等（第27条—第29条）</p> <p>第4章 消費者被害の救済</p> <p>  第1節 消費者苦情の処理（第30条—第35条）</p> <p>  第2節 訴訟の援助（第36条・第37条）</p> <p>（新設）</p> <p>第5章 生活必需物資の需給の確保および価格の安定（第38条—第44条）</p> <p>第6章 補則（第45条—第51条）</p> <p>  （目的）</p> <p>第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質および量ならびに交渉力等の格差に<u>かんがみ</u>、消費者の利益の擁護および増進に関し、消費者の権利の尊重およびその自立の支援その他の基本理念を定め、県、事業者および事業者団体（以下「事業者等」という。）ならびに消費者および消費者団体（以下「消費者等」という。）の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定および向上を図ることを目的とする。</p> <p>第2条～第31条 省略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第7条の2）</p> <p>第2章 滋賀県消費生活審議会の設置（第8条—第12条）</p> <p>第3章 消費生活の安全等</p> <p>  第1節 危害の防止（第13条—第16条）</p> <p>  第2節 取引等の適正化（第17条—第26条の3）</p> <p>  第3節 消費者啓発等（第27条—第29条）</p> <p>第4章 消費者被害の救済</p> <p>  第1節 消費者苦情の処理（第30条—第35条）</p> <p>  第2節 訴訟の援助（第36条・第37条）</p> <p>第4章の2 消費生活センターの組織および運営等（第37条の2—第37条の7）</p> <p>第5章 生活必需物資の需給の確保および価格の安定（第38条—第44条）</p> <p>第6章 補則（第45条—第51条）</p> <p>  （目的）</p> <p>第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質および量ならびに交渉力等の格差に<u>鑑み</u>、消費者の利益の擁護および増進に関し、消費者の権利の尊重およびその自立の支援その他の基本理念を定め、県、事業者および事業者団体（以下「事業者等」という。）ならびに消費者および消費者団体（以下「消費者等」という。）の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策ならびに消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づく消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の組織および運営等について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定および向上を図ることを目的とする。</p> <p>第2条～第31条 省略</p>

<p>第32条 知事は、第30条第2項に規定する業務その他の消費生活に関する必要な業務を行わせるため、消費生活相談員を置くものとする。</p>	<p>第32条 削除</p>
<p>第33条～第37条 省略</p>	<p>第33条～第37条 省略</p>
<p>(追加)</p>	<p>第4章の2 消費生活センターの組織および運営等  <u>(法第10条の2第1項の条例で定める事項)</u></p> <p>第37条の2 法第10条の2第1項の条例で定める事項は、次条から第37条の7までに定めるところによる。  <u>(名称および所在地等の告示)</u></p> <p>第37条の3 知事は、消費生活センターの名称および所在地ならびに法第10条の3第2項に規定する消費生活相談の事務を行う日および時間を告示するものとする。これらを変更したときも、同様とする。  <u>(職員の配置等)</u></p> <p>第37条の4 消費生活センターに、所長、消費生活相談員その他所要の職員を置く。</p> <p>2 前項の消費生活相談員は、第30条第2項に規定する業務その他の消費生活に関する必要な業務を行うものとする。</p> <p>3 第1項の消費生活相談員は、法第10条の3第1項の消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により当該消費生活相談員資格試験に合格した者とみなされる者を含む。）またはこれと同等以上の専門的な知識および技術を有すると知事が認める者でなければならない。  <u>(消費生活相談員の人材および処遇の確保)</u></p> <p>第37条の5 知事は、任期を定めて消費生活相談員を任用する場合には、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再任することができることその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材および処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。</p>

(研修の機会の確保)

第37条の6 知事は、消費生活センターの職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全性の確保)

第37条の7 知事は、法第8条第1項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

第38条～第45条 省略

第38条～第45条 省略

(立入調査等)

第46条 知事は、法令に特別の定めがある場合を除き、第15条第1項もしくは第3項の規定による認定、第16条第1項の規定による措置の実施状況の調査、同条第2項、第26条第2項もしくは第31条第2項の規定による指示の遵守状況の調査または第26条の2、第43条もしくは第48条第2項の規定による調査のため必要があると認めるときは、当該事業者等に対し、報告もしくは関係資料の提出を求め、またはその職員に、その事務所、営業所その他の事業所に立ち入らせ、必要な帳簿、書類その他の物件を調査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

2～3 省略

第47条～第51条 省略

(立入調査等)

第46条 知事は、法令に特別の定めがある場合を除き、第15条第1項もしくは第3項の規定による認定、第16条第1項の規定による措置の実施状況の調査、同条第2項、第26条第2項もしくは第31条第2項の規定による指示の遵守状況の調査または第26条の2、第43条もしくは第48条第3項の規定による調査のため必要があると認めるときは、当該事業者等に対し、報告もしくは関係資料の提出を求め、またはその職員に、その事務所、営業所その他の事業所に立ち入らせ、必要な帳簿、書類その他の物件を調査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

2～3 省略

第47条～第51条 省略